

## 1. 目的

- ・春吉橋賑わい空間は、「福岡の顔」となる賑わいを創出する空間として活用することとしている。
- ・春吉橋賑わい空間活用のアイデア（新型コロナを踏まえた「ニューノーマル」なアイデアを含む）等について民間事業者・団体などから広く意見・提案を求めること。
- ・調査結果は第3回検討会での資料として提示し、検討会の提言として取りまとめるための参考とする。
- ・実施主体は、博多と福岡を結ぶ国道道路の空間利活用検討会（以下「検討会」 事務局：福岡国道事務所、福岡市）

## 2. 事業対象地及び意見・提案を求める範囲

春吉橋賑わい空間とする。また、賑わい空間に隣接する公共空間（国道道路、清流公園）を含めた提案も可能。

## 3. 調査の概要

対象者	サウンディング調査の内容
<b>民間事業者</b> <b>団体</b> <b>大学を含む研究機関等</b> （一者単体又は複数者から構成されるグループによる提案でも可能）	①提案コンセプト ・賑わい空間の方向性・テーマ毎のイメージを踏まえた提案コンセプト ②賑わい空間の導入機能について ・提案コンセプトを踏まえ、賑わい空間に導入することが望ましいと考える、具体的な機能 ③事業対象範囲について ・春吉橋賑わい空間における事業対象範囲（空間の全部又は一部） ・上記範囲に加え、国道道路、清流公園も含めた提案も可能 ④実施可能な事業内容について ・計画・設計（全体プランの計画、空間デザイン、工作物の設計など） ・整備（工作物・施設の整備など） ・維持管理（工作物・施設の維持管理、管理範囲の補修・清掃・美観の維持など） ・運営（施設の運営、イベントの企画・実施(使用)、広報・情報発信、広告募集など） ・運営事業者以外の空間使用（イベント等の企画・実施など） ⑤本事業への参加にあたっての体制について ⑥賑わい空間の位置づけについて ・重視する内容（事業期間、整備・イベント等の柔軟性など） ・事業実施にあたっての課題、懸念事項 ・道路、都市公園以外で最適と考える空間の位置付け ⑦関心度合いについて ⑧その他自由意見について ※提案・意見については、①から⑧のいずれかでも可能

## 4. 募集に関する手続き資料等

実施要項、提出様式等の手続き資料は、福岡国道事務所のホームページに掲載。

福岡国道事務所ホームページ [http://www.qsr.mlit.go.jp/fukkoku/doro\\_p/doro\\_p05/haruyoshi.html](http://www.qsr.mlit.go.jp/fukkoku/doro_p/doro_p05/haruyoshi.html)

## 5. その他手続き等

- ①サウンディング内容の説明・質問対応  
 コロナ対策を踏まえ、WEBを活用した説明動画の配信。質問・回答については、随時ホームページに掲載。
- ②個別対話の実施  
 必要に応じて個別対話（対面方式、又はオンライン形式）を実施。
- ③サウンディング内容の公表等  
 意見・提案の概要については、提案者の確認・同意を得たうえで検討会で提示し、福岡国道事務所HPで公表。提案を行った参加者の名称、意見・提案の具体的な内容は、原則として非公表。
- ④参加に対するメリット  
 提案内容が事業条件等に採用された場合、当該提案を提出した参加者は今後の具体的な検討の際に円滑に検討可能。

## 6. スケジュール（予定）

項目	時期
①実施要項の公表	令和3年3月1日（月）
②意見・提案の受付期間	①から令和3年3月23日（火）まで
③実施結果の公表 （第3回検討会での公表を予定）	令和3年4月以降を予定

## 7. 問合せ・提出の窓口

国土交通省九州地方整備局  
 福岡国道事務所  
 計画課 「検討会」 担当者  
 〒813-0043 福岡市東区名島3丁目24番10号  
 TEL：092-681-4731（代表）  
 FAX：092-682-7763  
 Email：qsr-fukko\_keikaku01@mlit.go.jp

# 事業対象地の範囲(春吉橋賑わい空間)

## 春吉橋賑わい空間

- 対象地範囲は、下図に赤枠で示す春吉橋及び橋詰部分
- 延長約90m、幅約20m



### 賑わい空間の範囲(現迂回路橋) 橋詰部分+橋梁部分(赤枠部分)

橋詰部分敷地面積: 約400㎡  
橋梁部分敷地面積: 約1,400㎡

※国道202号本線部分と賑わい空間部分は一連で繋がります。  
※賑わい空間の範囲については、今後変更となる可能性があります。

# 事業対象地の範囲(賑わい空間に隣接する公共空間)

## 春吉橋賑わい空間に隣接する公共空間(国体道路、清流公園)

- 春吉橋賑わい空間に隣接する公共空間(国体道路、清流公園)との一体的な活用についても提案可能とする。

